

公益財団法人津山文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人津山文化振興財団（以下、「この法人」という。）の定款第13条及び第27条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員 の 定 義)

第2条 この規程における役員及び評議員の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「非常勤役員」とは、この法人の定款第22条に基づき選任された役員のうち常時勤務を要しない理事・監事をいう。
- (2) 「常勤役員」とは、この法人の定款第22条で選任された役員のうち常時勤務を要する理事をいう。
- (3) 「評議員」とは、この法人の定款第11条に基づき置かれるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸とし、その額は津山市職員の給与に関する条例（昭和27年津山市条例第12条）を準用しこの法人の評議員会の議決を得て理事長が定め支給する。ただし、津山市職員から選任された常勤の役員には適用しない。
- 3 前項の常勤役員の報酬月額は別表第1のとおりとする。
- 4 非常勤役員及び評議員の報酬は、津山市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年津山市条例第3号）を準用し、報酬額については同条例別表第1の区分「他の定めのあるものを除く専門委員、審議会委員、審査会委員、その他の委員及び立会人」の項を適用し、別表第2のとおりとする。ただし、津山市職員（特別職含む。）から選任された非常勤役員及び評議員にはこの報酬は支給しない。

(旅 費)

第4条 役員及び評議員がこの法人の事業執行のために出張したときの旅費は別表第3に定めるとおりとする。

(公 表)

第5条 この法人は、この規定をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規定の改廃は評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第7条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成10年9月28日から施行し、平成10年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

公益財団法人津山文化振興財団役員及び評議員の報酬等に関する規程

別 表

第1

役 職 名	報 酬 (月 額)
常 勤 役 員	上 限 350,000円

第2

区 分	報 酬
非 常 勤 役 員	1回あたり 7,100円
評 議 員	1回あたり 7,100円

第3

区 分	宿 泊 日 当	基 準 宿 泊 費
役 員 及 び 評 議 員	3,000円	10,000円